

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	九州財務局長
【提出日】	平成26年12月2日
【会社名】	株式会社グランディーズ
【英訳名】	GRANDES, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 亀井 浩
【本店の所在の場所】	大分県大分市都町二丁目1番10号
【電話番号】	(097)548-6700（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部門担当 枇杷木 秀範
【最寄りの連絡場所】	大分県大分市都町二丁目1番10号
【電話番号】	(097)548-6700（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部門担当 枇杷木 秀範
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 360,000,000円 オーバーアロットメントによる売出し 57,600,000円 （注）1．募集金額は、発行価額の総額であり、平成26年11月21日(金)現在の証券会員制法人福岡証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2．売出金額は、売出価額の総額であり、平成26年11月21日(金)現在の証券会員制法人福岡証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1．今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2．上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、証券会員制法人福岡証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	200,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成26年12月2日(火)開催の取締役会決議によります。
2. 本募集（以下「一般募集」という。）にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるエイチ・エス証券株式会社が当社株主から30,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。  
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
3. 一般募集とは別に、平成26年12月2日(火)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のエイチ・エス証券株式会社を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。
4. 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
5. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

平成26年12月10日(水)から平成26年12月12日(金)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	200,000株	360,000,000	180,000,000
計（総発行株式）	200,000株	360,000,000	180,000,000

- (注) 1. 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成26年11月21日(金)現在の証券会員制法人福岡証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1.2. 発行価格等決定日の証券会員制法人福岡証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1.2.	未定 (注)1.	100株	自平成26年12月15日(月) 至平成26年12月16日(火) (注)3.	1株につき発行価格と同一の金額	平成26年12月19日(金)

(注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成26年12月10日(水)から平成26年12月12日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.grandes.jp>) (以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成26年12月8日(月)から平成26年12月12日(金)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成26年12月10日(水)から平成26年12月12日(金)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年12月10日(水)の場合、申込期間は「自平成26年12月11日(木)至平成26年12月12日(金)」

発行価格等決定日が平成26年12月11日(木)の場合、申込期間は「自平成26年12月12日(金)至平成25年12月15日(月)」

発行価格等決定日が平成26年12月12日(金)の場合は上記申込期間のとおり、

となりますのでご注意ください。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

5. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

6. 申込証拠金には、利息をつけません。

7. 株式の受渡期日は、平成26年12月22日(月)であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社福岡銀行 大分支店	大分県大分市都町三丁目1番1号
株式会社大分銀行 本店営業部	大分県大分市府内町三丁目4番1号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号	122,000株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	22,000株	
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	20,000株	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	16,000株	
ふくおか証券株式会社	福岡市中央区天神二丁目13番1号	12,000株	
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	8,000株	
計	-	200,000株	-

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
360,000,000	12,000,000	348,000,000

(注) 1. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成26年11月21日(金)現在の証券会員制法人福岡証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額348,000,000円は、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限54,000,000円と合わせた手取概算額合計上限402,000,000円について、その全額を平成27年12月期中に投資用マンション開発資金(運転資金)として充当する予定であります。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	30,000株	57,600,000	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 エイチ・エス証券株式会社

（注）1．オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるエイチ・エス証券株式会社が当社株主から30,000株を上限として当社株主より借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.grandes.jp>）（新聞等）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

#### 2．振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 3．売出価額の総額は、平成26年11月21日(金)現在の証券会員制法人福岡証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

### 2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.	自 平成26年12月15日(月) 至 平成26年12月16日(火) (注)1.	100株	1株につき売出価格と同一の金額	エイチ・エス証券株式会社の本店及び全国各支店		

（注）1．株式の受渡期日は、平成26年12月22日(月)であります。

売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2．申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3．申込証拠金には、利息をつけません。

4．株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 株式会社東京証券取引所マザーズへの上場について

当社普通株式は、平成26年12月2日現在、証券会員制法人福岡証券取引所に上場されておりますが、平成26年12月22日(月)に株式会社東京証券取引所マザーズへ上場される予定であります。

### 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、当該募集の主幹事会社であるエイチ・エス証券株式会社が30,000株を上限として当社株主より借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、エイチ・エス証券株式会社に上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成26年12月2日(火)開催の取締役会において、エイチ・エス証券株式会社を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、平成27年1月9日(金)を払込期日として行うことを決議しております。（注）1

また、エイチ・エス証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成27年1月6日(火)までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。（注）2）、借入れ株式の返還を目的として、証券会員制法人福岡証券取引所又は株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。エイチ・エス証券株式会社がシンジケートカバー取引により所得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、エイチ・エス証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、エイチ・エス証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、エイチ・エス証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

エイチ・エス証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、エイチ・エス証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、エイチ・エス証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、エイチ・エス証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、証券会員制法人福岡証券取引所又は株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）1 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- |                      |   |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数       | 当社普通株式 30,000株  |
| (2) 払込金額の決定方法        | 発行価格決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。  |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先              | エイチ・エス証券株式会社  |
| (5) 申込期間（申込期日）       | 平成27年1月6日(火)  |
| (6) 払込期日             | 平成27年1月9日(金)  |
| (7) 申込株数単位           | 100株  |

2 シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成26年12月10日(水)の場合、「平成26年12月13日(土)から平成27年1月6日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成26年12月11日(木)の場合、「平成26年12月16日(火)から平成27年1月6日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成26年12月12日(金)の場合、「平成26年12月17日(水)から平成27年1月6日(火)までの間」

となります。

3 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である亀井浩は、エイチ・エス証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、エイチ・エス証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は、エイチ・エス証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、エイチ・エス証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、エイチ・エス証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社の社章  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

### 1．募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下、「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（ 1 ））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する施設取引システムにおける空売り（ 2 ）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者は、(1)に規定する投資家が行った空売り（ 2 ）に係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。
  - 1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成26年12月3日(水)から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成26年12月10日(水)から平成26年12月12日(金)までのいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの期間となります。
  - 2 取引等規制府令第15条7各号に掲げる、次の取引を除きます。
    - ・先物取引
    - ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
    - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
  - 3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

- 2．今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.grandes.jp>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・表紙の次に、「1．事業の概況」から「3．事業の内容」までの内容をカラー印刷したものを記載します。

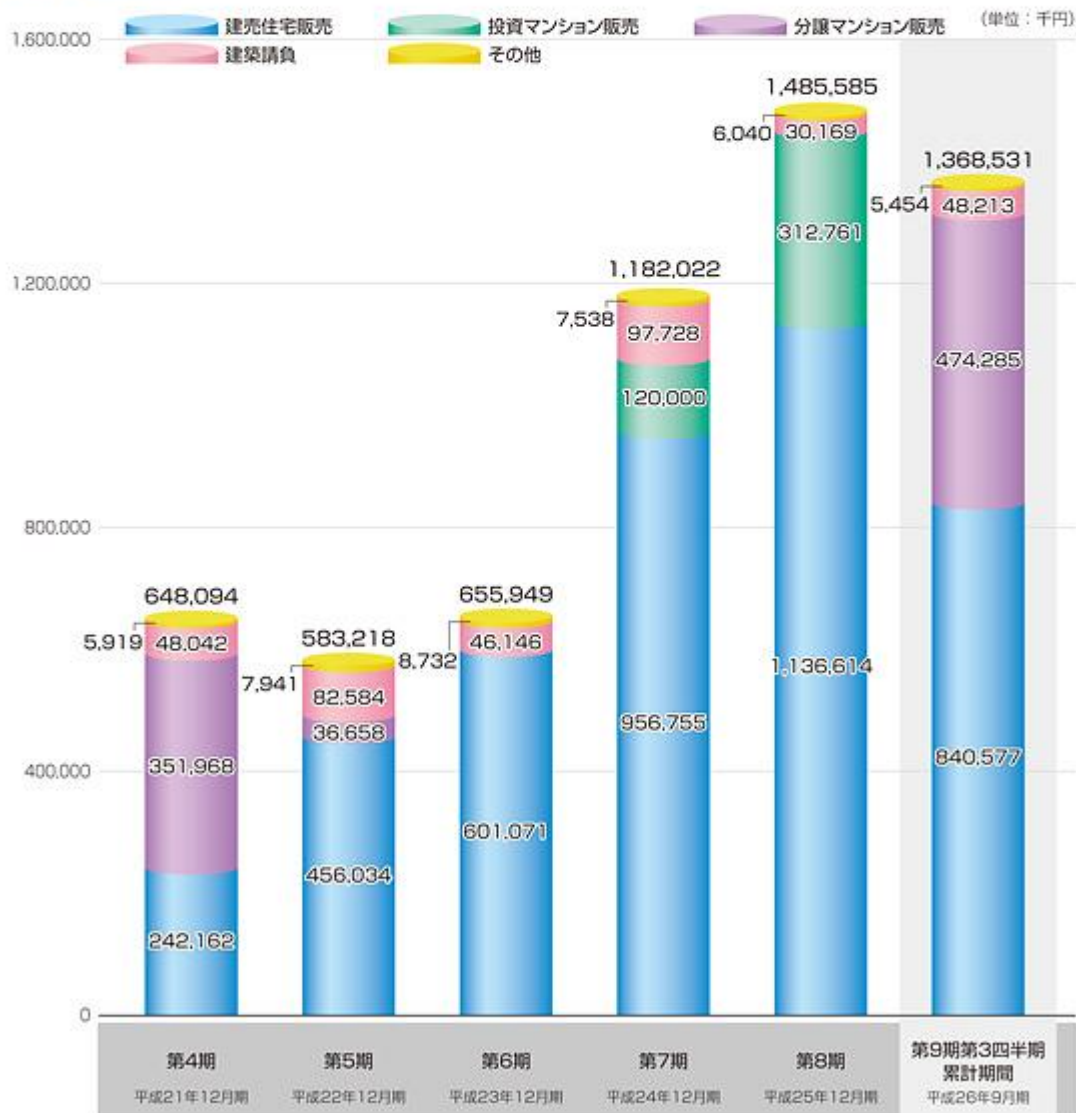


本ページおよびこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。  
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

## 1. 事業の概況

当社は、建売住宅および投資用・分譲用マンションの販売を主体とする不動産販売事業の単一セグメントであります。「我々の創造する立派な不動産を通じ全てのステークホルダーと共に物質的・精神的豊かさを追求する」という経営理念の下、付加価値の高い魅力的な住宅・マンションを企画・開発し、継続的に提供することを目指しております。

### ○ 売上高構成



(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2. 業績等の推移

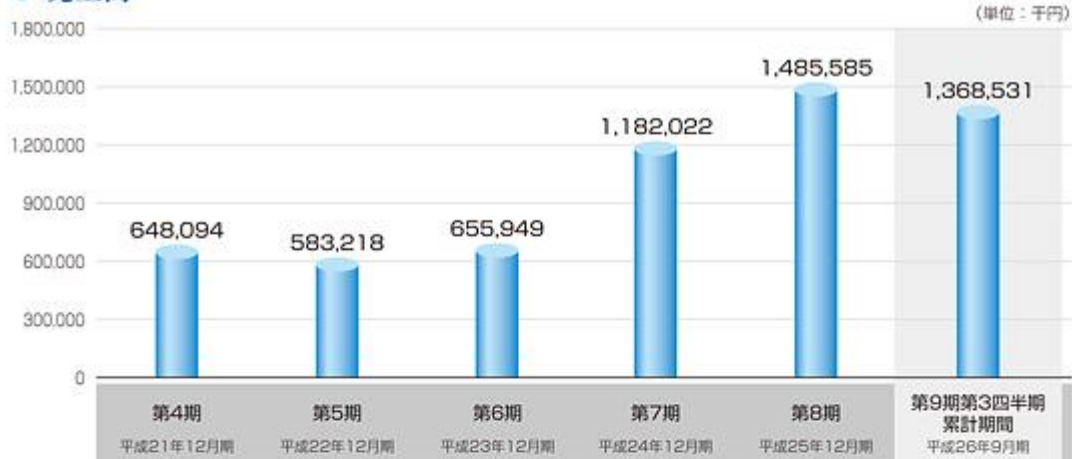
### ○ 提出会社の経営指標等

(単位：千円)

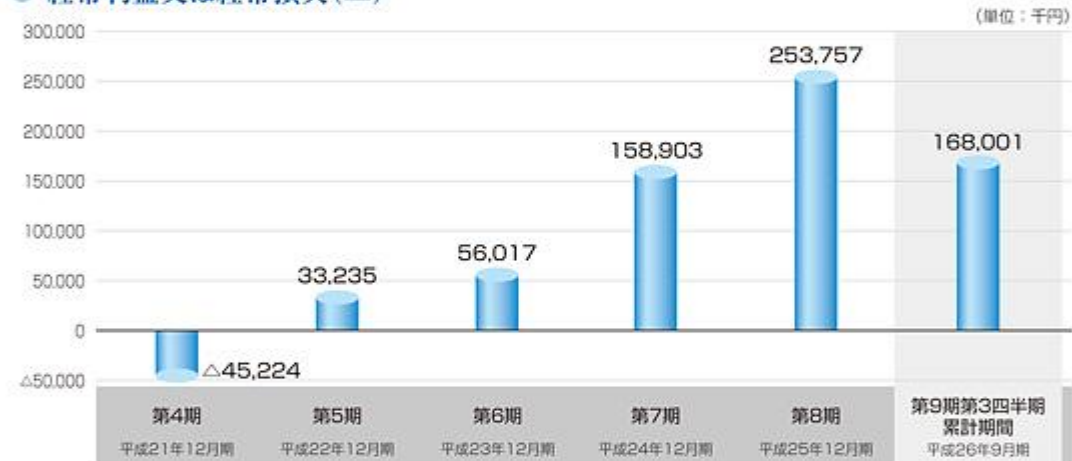
回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期 第3四半期
決算年月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年9月
売上高	648,094	583,218	655,949	1,182,022	1,485,585	1,368,531
経常利益又は経常損失(△)	△45,224	33,235	56,017	158,903	253,757	168,001
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)	△58,977	33,541	42,514	92,091	151,951	102,946
持分法を適用した場合の投資利益	—	—	—	—	—	—
資本金	28,135	28,135	28,135	69,918	70,020	70,218
発行済株式総数 (株)	757,000	757,000	757,000	1,031,000	1,037,000	1,048,700
純資産額	6,909	40,391	83,069	258,727	410,882	514,227
総資産額	360,287	337,555	511,784	761,642	973,702	755,245
1株当たり純資産額 (円)	9.13	53.36	109.73	250.95	396.22	490.35
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(四半期)純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△85.75	44.31	56.16	120.28	146.74	99.19
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	112.18	142.56	96.55
自己資本比率 (%)	1.9	12.0	16.2	34.0	42.2	68.1
自己資本利益率 (%)	△179.0	141.8	68.9	53.9	45.4	22.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	4.0	7.6	20.7
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	—	33,810	△5,592	69,464	△7,767	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	△8,309	△26,643	19,110	10,354	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	△41,484	62,936	126,794	12,905	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	—	135,451	166,151	381,521	397,012	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	6 (—)	7 (—)	9 (—)	9 (—)	12 (—)	14 (—)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
2. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移につきましては記載しておりません。  
3. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社が存在しないため、記載しておりません。  
4. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、第5期、第6期は新株予約権の残高はあるものの当社株式が非上場であり期中平均株価の把握ができなため、第4期は新株予約権の残高はあるものの当社株式が非上場であり期中平均株価の把握ができなため、また1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。  
5. 第4期、第5期及び第6期については、当社株式は非上場であるため、株価収益率を算定しておりません。  
6. 配当を行っていないため、1株当たり配当額及び配当性向の記載は行っておりません。  
7. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。  
8. 第5期、第6期、第7期及び第8期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、三層監査法人の監査を受けておりますが、第4期については当該監査を受けておりません。なお、第9期第3四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、三層監査法人の四半期レビューを受けております。  
9. 第9期第3四半期における売上高、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第9期第3四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額、1株当たり純資産額、自己資本比率、自己資本利益率及び従業員数については、第9期第3四半期会計期末の数値を記載しております。

## ○ 売上高



## ○ 経常利益又は経常損失(△)



## ○ 当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



○ 純資産額／総資産額



○ 1株当たり純資産額



○ 1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)



### 3. 事業の内容

#### ① 建売住宅販売事業

建売住宅販売事業は、コンパクトな戸建住宅「フォルクス（FORLUX）」を企画・開発し、提供する事業であります。当社の主力事業であり、「低価格・好品質」の商品性と機動力を武器に、在庫リスクを排除し、回転期間を重視し、標準化や低コスト化を徹底して利益率の高いビジネスを実現しております。

フォルクスは、100㎡～150㎡の土地に建つ延床面積80㎡～86㎡の2階建の小さな家——。黒と白を基調に高級感を演出し、省エネ性能や耐震性にも配慮、それでいて価格は1,990万円以下（土地代込み）。若年ファミリー層や単身者をターゲットに「小さな家に暮らす」というライフスタイルを商品化し、販売しております。



## ② マンション販売事業

マンション販売事業は、「レスコ（RESCO）」シリーズと「ラグジン（LUXIN）」シリーズのマンションを企画・開発し、提供する事業であります。

### （ア）レスコ（投資用マンション）

レスコは、個人富裕層に節税対策や資産形成の手段として提供する投資用マンションであります。大分市や別府市の中心地や人気地区に、分譲マンションレベルの外観と設備・仕様を備えた高級感のある賃貸マンションを開発し、一棟単位で提供しております。価格は1億円～3億円——部屋数を16室から30室程度とし、富裕層が収益不動産として取得しやすく、融資も見通しやすい価格に抑えております。



### （イ）ラグジン（分譲マンション）

ラグジンは、若年ファミリー層や単身者向け分譲マンションであります。一棟あたり20戸から30戸の小規模の物件を、価格帯を周辺物件よりやや低めに設定し、新しい街づくりが進みながらも競合他社の進出が遅れている地域や地方都市の中心部に近い地域に的を絞って開発し、提供しております。

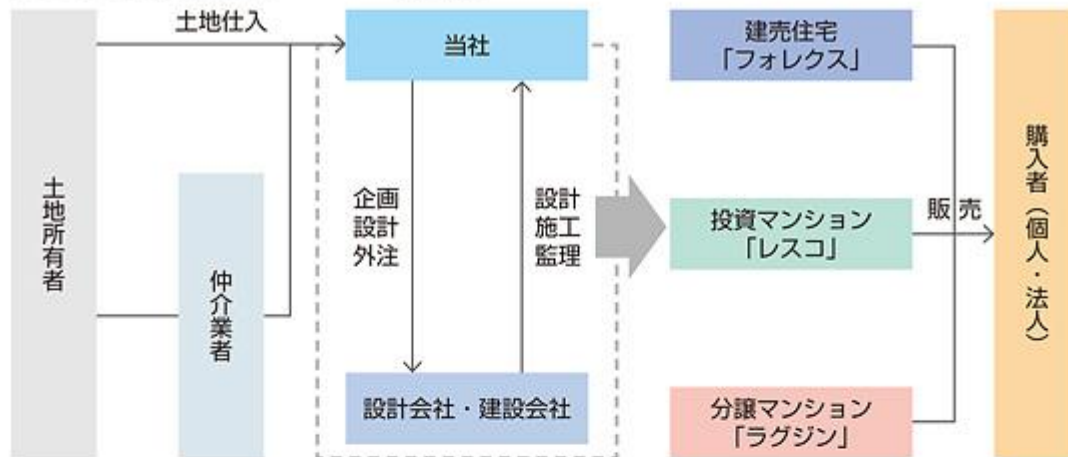


## ③ 建築請負事業

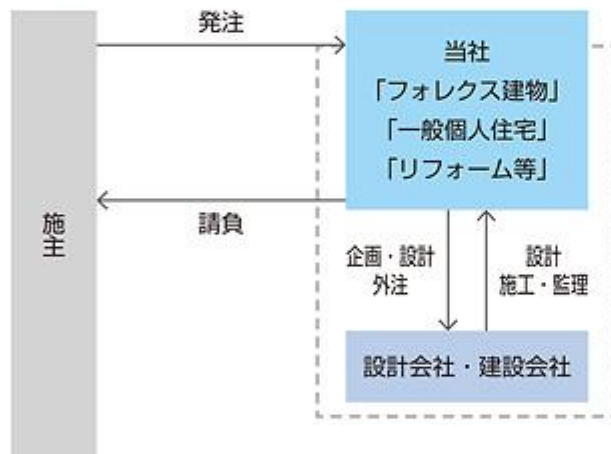
建築請負事業は、木造戸建賃貸住宅や一般住宅の建築、各種リフォームの工事を請け負う事業であります。戸建賃貸住宅は、駐車場にしか利用できそうもない変形の土地や狭小な遊休地にも建築が可能という特徴があり、土地の有効活用の一手段として未稼働土地の所有者に新たな収益機会を提供しております。一方、一般住宅の建築や各種リフォームの工事は、既存顧客の紹介等により受注しております。

## ○ 事業系統図

①② 建売住宅販売事業およびマンション販売事業



③ 建築請負事業



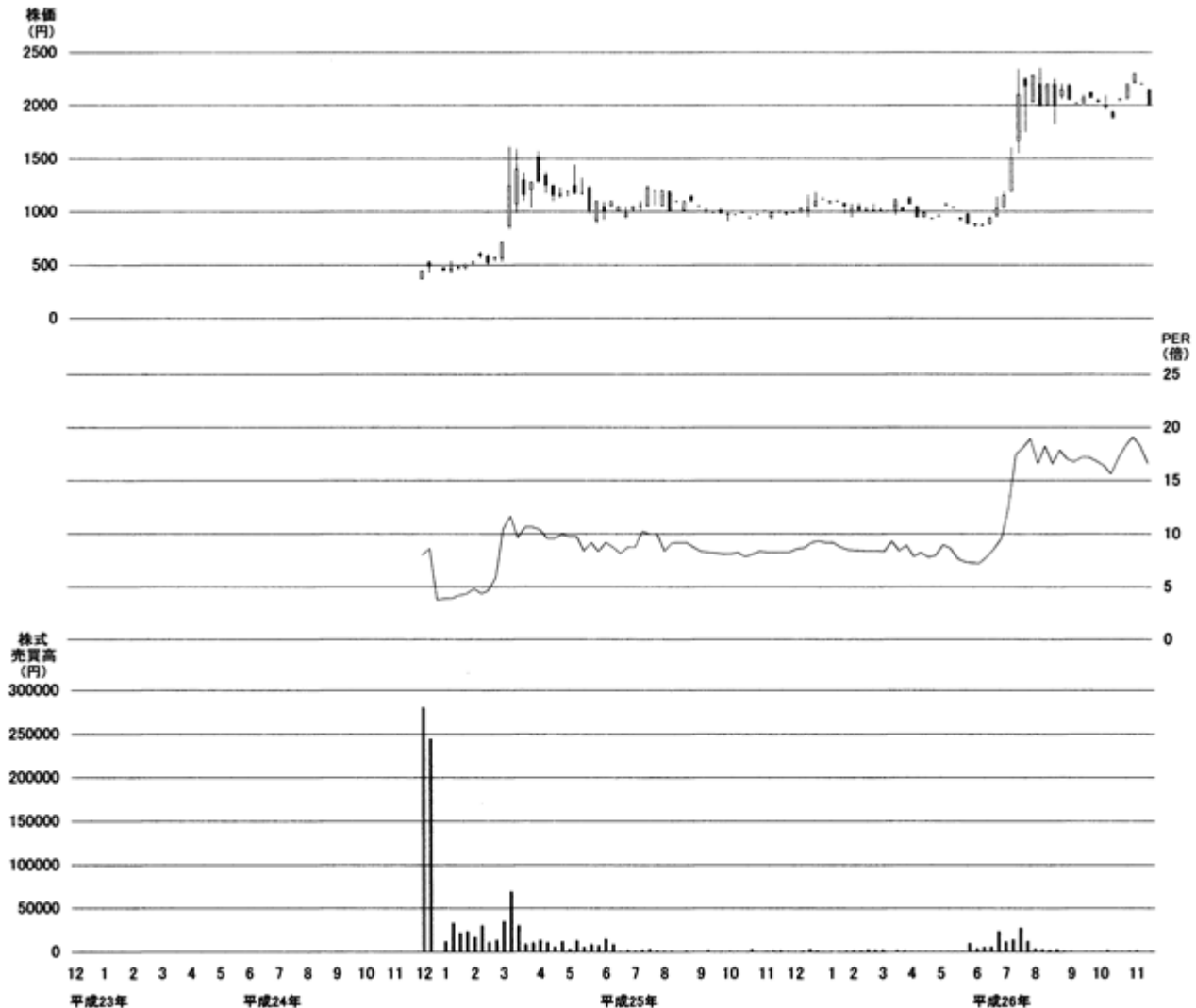
・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

[ 株価情報等 ]

1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成24年12月21日から平成26年11月21日までの証券会員制法人福岡証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。

なお、当社株式は、平成24年12月21日付をもって証券会員制法人福岡証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価、P E R 及び株式売買高については該当事項はありません。



- (注) 1. ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。  
 ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。  
 ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
2. P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

平成24年12月21日から平成24年12月31日については、平成24年11月16日提出の有価証券届出書の平成23年12月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年1月1日から平成25年12月31日については、平成24年12月期の有価証券報告書の平成24年12月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成26年1月1日から平成26年11月21日については、平成25年12月期の有価証券報告書の平成25年12月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成26年6月2日から平成26年11月21日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。



## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成26年12月2日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加がありました。

以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については\_\_\_\_\_ ̄で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成26年12月2日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### [事業等のリスク]

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、事業展開上のリスク要因となり、かつ投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある主な事項は、次のとおりであります。いずれも当社の判断により積極的に開示するものであり、一部リスク情報に該当しない、または当社が必ずしもリスクとして認識していない事項も含まれております。

なお、将来に関する事項については、平成26年12月2日現在において当社が判断したものであり、事業のリスクはこれらに限られるものではありません。

#### (1) 経営成績及び財政状態の変動リスク

##### 景気動向や不動産市況の影響について

当社が行う不動産販売事業(建売住宅販売、投資及び分譲マンション販売等)は、用地価格が不動産市況次第で急激に変動したり、販売価格が他社の供給や価格の動向の影響で変動したり、消費者の購買意欲が景気の動向や所得・雇用の環境変化、金利情勢や住宅税制・消費増税等の動向に大きく左右されたりする傾向があります。そのため、これらの動向次第で当社の経営成績や財政状態が大きく変動する可能性があります。

##### 投資及び分譲マンションの引渡時期の変動について

当社が行う不動産販売事業のうち投資及び分譲マンション販売事業は、用地情報の入手状況あるいは経済環境や販売環境等によって開発計画が大きく左右されたり、変動したりします。そのため、これらの動向次第で当該事業の売上ひいては当社の売上が大きく変動する可能性があります。

また、当社は物件の引き渡しをもって売上高を計上する引渡し基準を採用しております。投資及び分譲マンション販売事業は、開発期間が長く販売戸数が多いため、天災等の不測の事態の発生等による工期の遅れによって引渡し時期が遅れたり、経済環境の急変や政府による住宅政策、税制の見直し等で販売環境が変化することによって引渡し時期が前後したりすることがあります。そうなった場合には売上計上の時期が偏ったり、売上の振幅が大きくなったり、売上計上に長期間を要したりする可能性があり、それにより当社の経営成績や財政状態が大きく変動する可能性があります。

##### 営業地域の限定について

当社は、大分市・別府市に限定した事業展開をしておりましたが、平成25年10月1日付で宮崎営業所を開設し、大分県外に初めて進出いたしました。これにより事業基盤に厚みが増し、収益力が一段と高まるとともに、次なる拠点展開に向けノウハウ等が蓄積されることとなりました。ただ、宮崎市における仕入や販売は計画通りに進まない可能性もあり、その場合には今後の拠点展開が停滞し、ひいては当社の経営成績等に影響が及び可能性があります。

## 有利子負債への依存と金利変動の影響について

当社は、長期の運転資金や住宅、マンションの開発資金を金融機関からの借入れに依存しております。当面、金融当局の巧みなかじ取りによりわが国の長短の金利は低水準を維持すると予測されますが、その動向次第で当社の経営成績等に影響が及ぶ可能性があります。

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月
有利子負債残高（千円）	297,030	256,036	317,796	365,000	389,910
総資産額（千円）	360,287	337,555	511,784	761,642	973,702
有利子負債依存度（％）	82.4	75.9	62.1	47.9	40.0

（注）有利子負債残高は、リース債務、短期借入金、長期借入金（1年内返済予定含む）、社債（1年内償還予定含む）の合計額であります。

## 在庫リスクについて

当社は、中期経営計画及び年度予算に基づいて、住宅・マンション開発用地を低価格で仕入れ、魅力的な物件を企画し、短期間で販売するよう努めております。しかし、内外の景気や金融情勢の急激な変化等に伴う金融機関の融資態度や消費者態度の動向次第で、当該計画の遂行が困難となり、場合によって完成在庫が増加したり、開発期間の遅延を招いたり、ひいては棚卸資産の減損や含み損が発生したりする可能性があります。その場合には当社の経営成績等に影響が及ぶ可能性があります。

## (2) 財務に関するリスク

## 資金調達基盤について

当社は、住宅・マンションに係る開発用地の仕入資金や建築資金を都度、金融機関から借入れし、事業を展開しております。当事業年度は、取引金融機関がさらに増加するなど資金調達の環境は好転しましたが、一方で金融機関の融資態度は金融情勢次第で大きく転換する可能性があります。今後、金融機関が融資申し込みに応諾しなかったり、当社が資金調達の代替手段を見いだせなかったりした場合には、事業が計画どおりに展開できないという状況が生まれる可能性があり、その場合には当社の経営成績等に影響が及ぶ可能性があります。

## (3) 営業に関するリスク

## 自然災害について

当社が行う不動産販売事業は、火災等の人的災害、地震・台風等の大規模自然災害の影響を受けやすい事業であります。場合によって、臨時または追加的な支出を余儀なくされたり、消費者の購買行動が影響を受けたり、建築資材等の確保が困難になったりする可能性があります。そのため万一の場合に備えて、各種保険に加入したり、耐震性等に優れた住宅の開発に努めたり、外注業者等の複数化を図ったりしていますが、予測を超えた事態が生じた場合には当社の経営成績等に影響が及ぶ可能性があります。

## 用地仕入について

当社が行う不動産販売事業は、開発用地の仕入の成否が業績を左右します。それだけに用地を安定的に確保し、割安価格で購入できる仕組みの構築は不可欠であります。用地情報は、重点地域を選定したうえで不動産業者等から入手し、または自らの探索により取得し、価格・立地条件・周辺環境等を評価し、採算性を検証したうえで購入の是非を判断しております。しかし、割安な用地は情報が少なく、同業他社等と競合する場合が大半であります。そのため用地の仕入が計画どおりに進まない可能性があり、その場合には当社の経営成績等に重大な影響が及ぶ可能性があります。

また、当社は開発用地の仕入に際し、土壌汚染や地中埋設物の有無及び地盤強度等を調査し、問題のないと認められる用地にかぎり取得することとしております。ただ、当該調査にもかかわらず仕入れた開発用地に土壌汚染問題等が発生した場合には、工期の遅れによって引渡し時期が変動したり、臨時または追加的な支出を余儀なくされたりする可能性があり、その場合には当社の経営成績等に重大な影響が及ぶ可能性があります。

#### 建設工事の外注先について

当社は、住宅・マンションの建設工事を外部業者に発注しております。外注先を選定するにあたっては、当該業者の経営状態、技術力や仕事ぶり等を社内格付するだけでなく、地域における信用・評判を調査し、反社会的勢力該当の有無などのチェックを行っております。しかし、外注先の多くが小規模等の理由により経営状態が不安定であったり、一部は後継者難で事業継続が危ぶまれたりすることから、外注業者の確保が一時的に困難となる事態が起こる可能性があり、その場合には当社の経営成績等に影響が及ぶ可能性があります。

#### 外部委託について

当社は、住宅・マンションの設計、施工・監理等を設計会社や総合建設業者に外部委託しております。固定的なコストの抑制、委託先が持つノウハウや情報の有効活用等を期待し、施工能力や施工実績、信用力、評判等を総合的に検討し、委託先を選定することとしておりますが、当該委託先が経営不振に陥ったり、住宅・マンションの品質等に問題が発生したり、委託先との交渉力に変化が生じたりしたときには経営計画の推進に支障を来す可能性があり、その場合には当社の経営成績等に重大な影響が及ぶ可能性があります。

#### 競合について

当社は、低価格の建売住宅という限定的な市場に特化して不動産販売事業を展開しております。当該市場はここにきて競争が一段と激化する傾向にあります。小さな市場なので当面は、大手・中堅業者による参入の可能性は小さいと見ておりますが、他社の動向次第で大手・中堅業者との棲み分けが崩れたり、需給バランスが著しく損なわれたりする可能性があります。その場合には当社の経営成績等に影響が及ぶ可能性があります。

### (4) 労務に関するリスク

#### 特定の経営者への依存について

当社は、会議体の整備や人員の採用等により社内組織を強化して、代表取締役社長亀井浩に過度に依存しない営業体制の構築に努めております。ここにきて主力事業である建売住宅販売については組織力による事業展開が定着してきましたが、住宅・マンションの企画等については依然として同氏に依存しています。そのため同氏が病気その他の理由により、当社の経営に携わることが困難となった場合には、当社の経営成績等に影響が及ぶ可能性があります。

#### 人材の確保及び育成について

当社が行う不動産販売事業には、専門的かつ高度な知識や資格を有した人材が不可欠であります。また、財務報告の適正性と正確性を確保するためには管理部門に有能な人材を配置する必要があります。しかし、現在は小規模の人員体制で組織力不足も否めないところであり、人材の確保や個々人の能力の底上げは喫緊の課題といえます。今後、人材の育成に努めるとともに良質な人材の確保を急ぐ予定ですが、これらが不調に終わった場合には当社の経営成績等に影響が及ぶ可能性があります。

### (5) 法務に関するリスク

#### 法的規制について

当社は、以下の免許または許認可等を取得し、不動産販売や建築請負の事業を展開しておりますが、これらの事業は宅地建物取引業法、都市計画法、建築基準法その他、多くの法令や自治体の定める条例等による法規制を受けております。そのため将来において、何らかの理由により当社の免許や許可、登録が取消し等になったり、業者規制の強化や費用負担増を招きかねない法令等の大幅な改正があったりした場合には、当社の事業活動が大幅に制約されることとなり、経営成績等に影響が及ぶ可能性があります。

なお、宅地建物取引業者免許は、当社の主要な事業活動に必須の免許であります。当社では法令遵守を徹底しており、現時点において当該免許の取得事由や更新欠格事由は発生しておりません。しかしながら、将来何等かの理由により、免許の取消や更新欠格による失効等があった場合は、当社の事業活動に大きく支障をきたし、業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

法令等名	免許・許可の内容	有効期間	取消事由
宅地建物取引業法	宅地建物取引業者免許 国土交通大臣（01）第008502号	平成25年9月10日から 平成30年9月9日まで	宅地建物取引業法 第66条、第67条
建設業法	特定建設業許可 大分県知事許可（特-26）第12595号	平成26年4月7日から 平成31年4月6日まで	建設業法第29条
建築士法	一級建築士事務所登録 大分県知事登録第13S-13340号	平成25年5月14日から 平成30年5月13日まで	建築士法第26条

#### 訴訟等の可能性について

当社には現在、将来の業績等に影響を及ぼす可能性のある訴訟の事実や顧客または近隣住民との大きなトラブルはありません。しかし、開発物件の拡大に伴い瑕疵等の発生、工事期間中における様々なクレーム等に起因する訴訟等が発生する可能性があり、それらの動向次第で当社の経営成績等に影響が及ぶ可能性があります。

#### 品質保証について

当社が行う不動産販売事業には、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」により瑕疵担保責任期間の10年間の義務化等が課せられており、住宅供給者は新築住宅の構造上主要な部分及び雨水の浸水を防止する部分について10年間の瑕疵担保責任を負うことになっております。当社は、同法に基づいて平成20年7月以降の新築住宅については住宅瑕疵担保責任保険法人である「財団法人住宅保証機構」（現「住宅保証機構株式会社」）の「まもりすまい保険」に加入し、平成21年8月以降は「株式会社住宅あんしん保証」による住宅瑕疵担保責任保険「あんしん住宅瑕疵保険」に加入しております。当該保険等を利用するためには、同機構及び同社が定める技術的基準に適合しているか否かについて同機構及び同社が指定する第三者機関による現場検査を受け、適合証明を受領する必要があります。そのため当社は、設計、施工・監理の充実を図り、品質に万全を期すとともに、販売後のアフターサービスに関しても誠実な対応を心掛けております。しかし、販売件数の増加に伴い、当社の住宅の品質に重大な瑕疵や不備が認められた場合には、苦情が増加したり、補修工事が発生したりする可能性があり、その場合には当社の経営成績等に影響が及ぶ可能性があります。

### (6) その他のリスク

#### 個人情報保護について

当社は、住宅・マンションの購入顧客や来場者リスト等の個人情報を保有しております。これらの情報については、「個人情報保護に関する法律」に基づいてデータへのアクセス権限を制限し、外部からの侵入防止を図る等所要の対策を講じるとともに、従業員等に対し個人情報保護に係る啓蒙活動を実施して、その漏洩や不正使用の未然防止に努めております。しかし、人為的なミスや何らかの不正な方法等により当社が保有する個人情報が漏洩等した場合には、当社の信用力の低下や損害賠償の請求等によって経営成績等に影響が及ぶ可能性があります。

#### 新株予約権について

当社は、業績向上に対する意欲や士気を一層高め、また経営参加意識の向上を図ることを目的とし、ストック・オプション制度を採用しており、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役に対して新株予約権を付与しております。そのため、将来において新株予約権が行使された場合、当社の株式価値が希薄化する可能性があります。

なお、本有価証券届出書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は18,300株であり、これは発行済株式総数1,048,700株の1.7%に相当します。

## 2 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年12月2日）までの間において、当該有価証券報告書「第1部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は、次のとおり増加しております。

平成26年3月28日現在の資本金（千円）	増加額（千円）	平成26年12月2日現在の資本金（千円）
70,020	198	70,218

（注） 新株予約権の権利行使による増加であります。

### 3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年12月2日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、次のとおり臨時報告書を九州財務局長に提出しております。

（平成26年3月31日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

平成26年3月27日開催の当社第8回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年3月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 第8期（平成25年1月1日から平成25年12月31日まで）計算書類承認の件

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役として、亀井浩、枇杷木秀範、永井恭子及び原口祥彦を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案 第8期計算書類承認の件	7,555	0	0	（注）1	可決 99.2%
第2号議案 取締役4名選任の件				（注）2	
亀井 浩	7,555	0	0		可決 99.2%
枇杷木 秀範	7,555	0	0		可決 99.2%
永井 恭子	7,555	0	0		可決 99.2%
原口 祥彦	7,555	0	0		可決 99.2%

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

（平成26年9月16日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成26年9月11日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成26年9月11日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、三優監査法人を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案 定款一部変更の件	9,447	27	0	（注）1	可決 94.9%
第2号議案 会計監査人選任の件	9,448	27	0	（注）2	可決 94.9%

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第8期）	自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日	平成26年3月28日 九州財務局長に提出
四半期報告書	（第9期第3四半期）	自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日	平成26年11月13日 九州財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年3月27日

株式会社グランディーズ

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 吉川 秀嗣  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 堤 剣吾

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グランディーズの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グランディーズの平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。



#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社グランディーズの平成25年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社グランディーズが平成25年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月13日

株式会社 グランディーズ  
取締役会 御中

### 三優監査法人

代表社員 公認会計士 吉川 秀嗣  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 堤 剣吾

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社グランディーズの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第9期事業年度の第3四半期会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年1月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社グランディーズの平成26年9月30日現在の財務状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。